

「北陸地方整備局建設業法令遵守推進本部」の活動について

今日の建設業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、建設生産物の品質を確保するとともに、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境を整備していくうえで、建設業者に対する法令違反への対応を強化することが重要になっています。

このため、北陸地方整備局においては、平成19年4月以降、「建設業法令遵守推進本部（本部長：北陸地方整備局長 藤山 秀章）」を設置し、建設業における法令遵守の徹底を強化しているところです。

この度、平成26年度の活動実施結果を踏まえ、平成27年度の活動実施方針を決定しましたので、お知らせします。

1 平成26年度の活動実施結果

- (1) 立入検査等件数 114 社(平成25年度の実績 113社)
うち大臣許可業者立入検査等件数 78 社((3)の違反等による指導22件含む)
うち知事許可業者立入検査等件数 36 社
- (2) 立入検査等による勧告結果（大臣許可業者のみ）
文書による勧告の数 37 社（※営業停止及び指示の処分はなし）
【主な勧告の内容】
- | | |
|-----------------|------|
| ① 下請負契約の締結について | 30 社 |
| ② 追加・変更契約について | 11 社 |
| ③ 下請負代金の支払いについて | 7 社 |
| ④ 施工体制台帳等について | 4 社 |
- （※一の者に対して、複数の項目について勧告を行ったものがある。）
- (3) 駆け込みホットライン等への通報等（違反等の指導）
通報件数 22 件（平成25年度の実績 22件）
【主な通報の内容】
- | | |
|----------------|-----|
| ① 下請代金の支払い | 4 件 |
| ② 営業所専任義務違反 | 4 件 |
| ③ 不当に低い請負代金の強制 | 2 件 |

2 平成27年度の活動実施方針

(1) 活動の重点事項

- ① 書面による請負契約締結の徹底、下請企業に対する適正な下請代金支払の確保のほか、営業所の不適正な設置の取締りの強化
- ② 法定福利費が内訳明示された標準見積書を尊重した下請契約の締結、施工体制台帳及び再下請負通知書を活用した社会保険等の加入状況の確認・加入指導の実施など社会保険未加入対策の促進
- ③ 安全衛生経費の必要性を周知・徹底するため、安全衛生経費の確保に関する調査を実施

(2) 県知事許可部局と連携し、県知事許可業者への立入検査を継続して実施

(3) 建設業取引適正化推進月間（毎年11月）の取組

建設業者等を対象とした講習会の開催、県知事許可業者に対する立入検査の実施、広報等

(4) 駆け込みホットライン、建設業フォローアップ相談ダイヤル等による通報等の受付

(同時発表記者クラブ)

(新潟県) 新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ
その他・専門紙

(富山県) 富山県政記者クラブ
その他・専門紙

(石川県) 石川県政記者クラブ
その他・専門紙

(問い合わせ先)

北陸地方整備局建政部
建設業適正契約推進官 秋山 (内線6119)
TEL 025-370-6571 FAX 025-280-8746